

仕事と家庭の両立支援の取り組み

10月20, 2023

社会保険労務士法人 大谷労務

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年3月21日～2025年3月20日までの2年間

2. 内容

<対策>

- 2022023年3月～法に基づく諸制度の調査
- 2023年4月～制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

<対策>

- 2023年3月～管理職へのアンケート調査による実態把握
- 2023年3月～研修内容の検討
- 2023年4月～研修の実地

目標22：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。